

日鉄環境株式会社 分析ソリューション事業本部 受託約款

第1条 (目的)

本約款は、日鉄環境株式会社 分析ソリューション事業本部（以下当事業部という）が委託者から受託する試作・分析・評価及び調査等（以下 本業務という）を遂行するために必要な、委託者と当事業部との間で締結される個別契約に共通して適用され、基本的な合意事項を定めることを目的とします。

第2条 (適用範囲)

委託者及び当事業部は、次条に従い締結される個別契約によるほか、本約款に従って本業務を履行するものとします（以下、個別契約及び本約款を合わせて本契約という）。

②個別契約の定めが本約款の定めと相違する場合、その部分に限り、当該個別契約の定めが優先されるものとします。

第3条 (個別契約)

本業務の委託に関する個別契約は、次に定める時点において成立するものとします。

委託者個別の依頼書又は仕様書、委託者からの当事業部所定の依頼書に基づき、当事業部が委託者に本約款が適用される見積書を交付し、委託者が、これを了承した上で、当事業部が委託者からの注文書を受領したとき。

第4条 (委託料の支払い)

委託料の支払い条件、方法は別に定めのない限り、成果物の引渡完了月締め翌月末までに当事業部が発行した請求書記載の指定銀行口座宛への振込みとします。振込手数料は委託者の負担とします。

第5条 (守秘義務)

当事業部は、事前に委託者の書面による同意を得た場合を除き、本約款若しくは個別契約の遂行に関して委託者から開示された情報又は本業務に関して知り得た委託者の技術上若しくは営業上の機密のうち、委託者から秘密である旨の指定を受けた情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではありません。

- (1) 委託者から開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された後に秘密情報を利用することなく独自に知得したもの。
 - (2) 委託者から開示を受ける以前に公知であったか、又は開示された後に自らの責によることなく公知となったもの。
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず正当に知得したもの。
 - (4) 法令の定めに基づき又は権限のある官公署から開示を要求されたもの。但し、この場合においてはその旨を委託者に通知します。
- ②当事業部は、前項の規定に違反した場合、委託者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、委託者に生じた損害については、第13条に従い賠償義務を負うものとします。
- ③本条の守秘義務については、秘密情報を受領した日より3年間有効とします。

第6条 (情報や試料等の提供)

委託者は、本業務の遂行に必要な且つ開示、提供可能と自ら判断する情報及び試料、文書、写真、機材等を無償で当事業部に提供するものとします。

②当事業部は、本業務終了後速やかに、前項により提供された試料、文書、写真、機材等を委託者に返還します。但し、予め両者間で処置方法を取り決めた場合は、その方法に従うものとします。

第7条 (安全に関する措置)

委託者は、本業務の危険性についての情報を可能な限り提供するものとします。不十分な情報に起因して安全上何らかの問題が生じた場合は、両者間協議の上、その措置を決定するものとします。

第8条 (成果物の提出)

当事業部は、原則として委託者と協議して定めた期限内に本業務の結果を成果物として提出します。

②当事業部は、別の定めのない限り、成果物の写し及び業務に関する記録、資料を成果物提出後1年間保管するものとします。

第9条 (契約の解除)

委託者又は当事業部が次の各号のいずれかに該当した場合、相手方は、何らの通告又は催告なしに、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 本契約に違反し、相当な期間をおいて催告したにもかかわらず、是正しないとき。
- (2) 社会的信用を失い又は失う恐れがあると認められるとき。
- (3) その他本契約を履行する能力を欠き又は欠く恐れがあると認められるとき。
- (4) 所有物件又は権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立又は租税公課の滞納督促もしくは滞納による保全差押を受けたとき。（但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く。）
- (5) 支払停止があったとき、又は破産、民事再生、会社更生その他これらに類似する手続開始の申立があったとき。
- (6) 手形交換所から不渡り報告又は取引停止処分を受けたとき。
- (7) 監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき。
- (8) 営業の廃止、重要な営業譲渡又は会社の解散を決議したとき。
- (9) 財産状態が著しく悪化し、本業務の履行が困難であると認められるとき。
- (10) 債務の全部の履行が不能であると認められるとき。
- (11) 債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (12) 債務の一部の履行が不能であると認められる場合または債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本業務の目的を達することができないと認められるとき。
- (13) 本業務の性質又は委託者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本業務の目的を達することができないと認められる場合において、当事業部がその履行をしないでその時期を経過したとき。
- (14) 第10号から前号に掲げる場合のほか、当事業部がその債務の履行をせず、通知または催告をしても本契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないとき。

第10条 (契約不適合責任)

委託者は、当事業部の責に帰すべき事由による成果物の契約不適合については、成果物引渡し後3ヶ月以内に、引渡し時に委託者の過失によることなく発見することができなかった契約不適合を発見し、当事業部に対し、その旨を書面で通知した場合に限り、当事業部と協議の上、可能な範囲で本業務の再実施のみを求めることができ、代金減額請求、個別契約の解除及び損害賠償請求をすることはできないものとします。

第11条 (反社会的勢力の排除)

委託者及び当事業部は、自己又は自己の代理人若しくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜団体又は政治活動標榜団体等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用してると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係を有すること

②委託者又は当事業部は、前項の確約に反して、自己又は自己の代理人若しくは媒介する者が反社会的勢力あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本業務及び個別契約を解除することができるものとする。

③前項の定めにより、委託者又は当事業部が本業務及び個別契約を解除した場合、解除された側は当該解除に関し、相手方に対し一切の賠償請求を行わないものとし、解除した側の解除された側に対する賠償請求も行わないものとする。

[裏ページへ続く](#)

日鉄環境株式会社 分析ソリューション事業本部 受託約款

第12条 (期限の利益喪失)

委託者又は当事業部が第9条のいずれかに該当する場合、相手方より何らの通告又は催告なしに、本契約に基づく一切の債務について、期限の利益を喪失するものとします。

第13条 (損害賠償の範囲)

本契約に関する損害賠償の範囲(契約不適合責任以外)は、債務不履行責任、不法行為責任その他の法的原因の如何を問わず、個別契約に基づく本業務の契約金額の範囲内とします。

②前項に定める損害賠償の範囲は、現実が発生した直接損害に限られるものとし、如何なる場合においても、相手方の逸失利益、特別な事情から生じた損害、第三者から委託者に対してなされた賠償請求による損害等の間接損害については、責任を負わないものとします。

第14条 (危険負担)

本業務が完了し、成果物が委託者に納入されるまでに、成果物の全部又は一部が滅失、毀損又は変質したときの危険負担は、委託者の責に帰すべき事由による場合は委託者の負担とし、その他の場合は、当事業部の負担とします。

第15条 (不可抗力免責)

天災地変、戦争、その他不可抗力により、委託者及び当事業部において、本業務又は個別契約に定める債務の履行が遅延し、または履行が不能となった場合には、その対応を委託者と当事業部が協議の上で決定するものとします。

第16条 (協議)

委託者及び当事業部は、本約款の定めのない事項又は本契約に関する解釈上の疑義については誠意を以って協議の上、解決するものとします。

以上